

3交通第228-14号
令和3年8月10日

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

「緊急事態対策期」への移行について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況等に応じて、7月31日からは「感染拡大防止対策期」に、また、8月3日からは「感染拡大防止集中対策期」に、対策期を順次移行し、県民の皆さんには、不要不急の外出を慎重に検討していただくことや、他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討していただくことなど、感染拡大防止行動の実践にご協力をいただいているところです。

また、事業者の皆さんには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底などのほか、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さんには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

一方で、本県の直近1週間の人口10万人あたりの累積新規感染者数は27.9人と、国のステージIVの目安25人を超える医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、42.7%と、国のステージIVに近づくなど、感染拡大リスクが一層高まっています。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、県の対策期をさらに引き上げ、一層の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、8月9日（月）から31日（火）まで、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に移行いたします。

「緊急事態対策期」においては、県民の皆さん、特に若い世代の方々には、今一度、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいることをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛していただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

このほか、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるイベント等については、主催者に対して、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、参加等を極力控えることについて適切に対応するよう主催者に働きかけるなど、人流を抑制し、感染リスクの低減につなげてまいります。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「緊急事態対策期」における県民の皆さんへのお願い」(資料1及び別紙)及び「緊急事態対策期における対策(8月9日以降)」(資料2)、貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願ひいたします。

知事から「緊急事態対策期」における県民の皆さまへのお願ひ ～感染急拡大の状況を食い止めるため、最大限の感染防止対策の徹底を～

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況等に応じて、7月31日からは「感染拡大防止対策期」に、また、8月3日からは「感染拡大防止集中対策期」に、対策期を順次移行し、県民の皆さまには、不要不急の外出を慎重に検討していただくことや、他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討していただくことなど、感染拡大防止行動の実践にご協力をいただいているところです。

また、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底などのほか、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、昨日8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さまには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

県民の皆さま、事業者の皆さまに、長きにわたり感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対し、改めまして、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

7月下旬まで一桁で落ち着いていた本県の新規感染者数は、7月28日に33人に急増して以降、30人前後の水準が続いた後、一昨日の8月6日には、過去2番目に多い59人、昨日は50人にのぼり、直近1週間の累積新規感染者数は267人、人口10万人あたりでは、27.9人と、国のステージIVの目安25人を超える。先週1週間との比較では1.8倍、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、42.7%と、国のステージIVの目安50%に近づくなど、感染拡大リスクが一層高まっています。

一方、全国においても、新規感染者数は、連日1日1万5千人を超え、過去最多を更新しており、デルタ株をはじめ変異株による強力な感染拡大に歯止めがかからない状況にあります。

今まさに「感染急拡大」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、県の対策期をさらに引き上げ、一層の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、明日、8月9日（月）から31日（火）まで、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に移行いたします。

「緊急事態対策期」においては、県民の皆さま、特に若い世代の方々には、今一度、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいることをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛していただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、重ねてお願いいたします。

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛を
- ・外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動と共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動を
- ・特に、他の都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を
- ・県外から本県へ来県される方には、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についての対応の十分な確認をお願いします。

このほか、栗林公園やさぬきこどもの国など、多くの集客が見込まれる県有施設を明日から対策期間中、原則、休館・休園するとともに、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるイベント等については、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、参加等を極力控えることについて適切に対応するよう主催者に協力要請するなど、人流を抑制し、感染リスクの低減につなげてまいります。

私としましては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さん、事業者の皆さんと一緒に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願ひいたします。

令和3年8月8日

香川県知事 浜田 恵造

緊急事態対策期における対策（8月9日以降）について

令和3年8月8日

○対策期間：8月9日（月）～8月31日（火）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

(1) 外出について

○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請

外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間に避けて行動するよう協力要請

○特に、他の都道府県との不要不急の移動・往来を自粛するよう協力要請

県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請

○県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

○県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

○外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請

別添1：気をつけていただきたいこと

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請

○感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

別添2（省略）：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

別添3：新型コロナウイルス接触確認アプリ

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添5：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）

○大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

○感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○飲食店への営業時間の短縮を協力要請（期間：8月7日～8月20日、対象区域：高松市内）

○飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7：今後における適切な感染防止対策

- 別添8**：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
　・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
　・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
　・手洗い・手指消毒を徹底すること
　・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
　・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
　・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
　国的基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

- 事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国的基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設（※）は、原則、休館・休園。
　（期間：8月9日～8月31日）
　※ 栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館
　他の県有施設等について、休館・休園を含めた対応を検討。
　県有施設等について開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
○対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期（8月末まで：別紙（省略））

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
○PCR検査の充実強化を図る。（営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施：別紙（省略））
○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。
○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
　（県広域集団接種センターにおける接種対象者に飲食店従業者を追加：別紙（省略））
○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）；「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

県民の皆さんへ

別紙

日中も含めた不要不急の
外出・移動は自粛を！

外出する必要がある場合、
混雑した場所・時間を避けて

旅行・帰省・イベント参加等は
「行かない・呼ばない・延期」
の選択を！

県外の皆さんへ

旅行・帰省・イベント参加等を極力
控えることなど、お住まいの地域の
対応を十分ご確認を！

感染状況が落ち着いた後のご来県を
心よりお待ちしています！

ご理解・ご協力を願いします！